

地区の虐待およびハラスメントに関する方針作成のための指針

方針作成のための以下の指針は、青少年交換学生をより効果的に保護するために現行の方針や手続を適用したり見直すにあたり、地区が参考とするためのものです。この資料は、青少年交換プログラムに対するこの問題の重要性、およびプログラム参加者の安全を確保するためのすべてのボランティア、ロータリアン、ロータリアン以外の人々の責務を概説するものです。

包括的な地区の虐待およびハラスメントの方針に含める必要があるいくつかの重要な要素(予防対策、学生の援助、研修、査定と審査の基準、推進に関する指針、ウェブサイトの内容、報告、調査に関する指針など)が、本資料に記述されています。地区独自の虐待およびハラスメントの方針を設定するうえで、地区に指針を与えるために、現在、これらのすべての要素に関する個々の書類を作成中です。

これらの資料の第1番目、「青少年交換 性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針」が、2004年9月に全地区に配布されました。地区の方針の見本は、第2番目の資料として2004年12月に配布されます。

同封の書簡に言及されている通り、国際ロータリーは、地区青少年交換の方針の作成あるいは見直し作業を開始されるよう推奨しております。地区のチームを招集された後、地区青少年交換の方針の作成および見直しの準備に向けた次の段階は、以下に挙げた各要素を検討することです。検討の際には、虐待およびハラスメントに関する地元の法律、地区の現行方針および青少年交換の慣例や手続を考慮に入れてください。

12月に配布される地区虐待およびハラスメント予防に関する方針の見本を検討された後、地区は、これに沿って現行の方針を修正または新たな方針を作成することができます。援助やご相談などが必要な場合には、青少年交換担当の職員にお気軽にご連絡ください。

地区の虐待およびハラスメントの方針に取り入れる重要な要素

- 1. ロータリー地区の方針に関する声明:**この声明文には、RIの「青少年と接する際の行動規範に関する声明」、および方針文書で説明されている重要な実行事項のリストから抜き出した言葉を使用すべきです。
- 2. 推奨事項および義務事項:**以下は、本節で説明または定義されるべき事項です。
 - a. 地区ガバナーの責務:**地区ガバナーが、いかにして地区のすべての問題に関して最終的な権限を持つかを説明。
 - b. 地区の責任者:**地区における学生保護の担当者に必要な資格と責務を説明。
 - c. クラブによる地区方針の遵守:**クラブの責務が何であるかを定義し、地区青少年交換の方針を遵守するためには何をしなければならないかを説明。
 - d. 遵守に関する表明文:**青少年交換に参加する地区内のすべてのクラブが地区の虐待およびハラスメント予防の方針を遵守することを表明する、署名入りの確認書に記載すべき項目について、アイデアを書き留める。
 - e. 地区の相互同意文書の交換:**交換を行う相手地区と、これらの指針の遵守を盛り込んだ署名入りの同意書を交わすか否かを決定する。
 - f. 手引書:**派遣学生、来訪学生、クラブ顧問のための手引書にどのような内容を盛り込むかを決定する。
- 3. 研修:**各地区は、青少年交換委員会、青少年交換に関わるボランティア、ホストファミリー、学生のための研修プログラムを設置する責任があります。これら各グループに与える研修にどのような要素を盛り込むべきかを決定してください。

4. **学生保護に関する推奨事項:** 学生交換活動の以下の側面を定義し、学生に対する虐待やハラスメントを予防するために、これらをいかに役立てることができるかを検討します。
 - a. ローターリー・クラブへの学生の関与
 - b. パスポート、航空券、連絡手段の学生による利用
 - c. 派遣クラブからの学生に対する支援
5. **審査および選考:** ホストファミリー宅に居住するすべての青少年交換ボランティアおよび成人は、審査および選考される必要があります。地区が行う審査手続およびホストファミリーと青少年交換ボランティアの選考に用いる基準を確定してください。この他に、地区内のクラブ顧問の選考基準を決定することも必要です
6. **ウェブサイトに関する指針:** 地区や青少年交換のウェブサイトのためのプライバシーや保護に関する指針を確定してください。これらのウェブサイト上に、アクセスを制限する部分を設ける必要があるかどうかを判断してください。
7. **性的虐待およびハラスメントの申し立ての報告:** 「青少年交換 性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針」を用いて、地区が不正行為の申し立ての報告にいかに対処するかを説明します。
8. **不正行為対応委員会の創設:** 地区は、虐待やハラスメントのリスクを抑えるためのあらゆる予防措置を講じるべく、地区青少年交換プログラムにおける不正行為の申し立てに関するすべての実例を毎年検討する委員会を設置すべきです。この委員会の構成と責務を定義してください。
9. **内部調査の実施に関する指針:** 性的虐待およびハラスメントに関する理事会の方針は、あらゆる申し立てに対して調査を行うことを要請しています。これには、ロータリアンやロータリアン以外の人々が関与する最近の事件や、プログラムにもはや関わっていないロータリアン、ロータリアン以外の人々、その他の個人、あるいは元ロータリアン、転居または既に亡くなっている人が関与した過去の事件も含まれます。

虐待やハラスメントの申し立てが行われた場合、適切な措置を講じる責任は地区ガバナーにあります。地区ガバナーは、地区内の青少年交換の管理運営に関する最高責任者です。専門的知識を持つロータリアンやロータリアン以外の人々から成るチームを招集できることを利用し、地区ガバナーは、内部調査を行う不正行為対応委員会を任命するよう推奨されています。地区内でこのような内部調査がいかに行われるべきかを決定してください。

検討手続

地区においてどのような検討手続が最も効果的であるかを判断してください。これは、さまざまな結果を想定して判断してください。検討の目的、および一貫した取り組みや対応をもたらすような方法を検討してください。いかなる決定も、他の一切の懸念にもまして、現在および将来の交換学生の安全を支えるものでなければなりません。

記録の保管

不正行為の申し立ての全記録は、半永久的に保存されるべきです。地区がいかにして不正行為の申し立ての記録を極秘に保管することができるかを決定してください。

観察(モニタリング)および評価

これらの対策のいずれも、常に一貫して用心深くこれらの方針を遵守することなくしては、児童を守ることはできません。時が経つにつれ、例外的および特別な状況が発生し、クラブや地区が世話をしている青少年への保護が緩和してしまうことがあります。継続的な観察(モニタリング)は極めて重要です。プログラム評価の頻度と程度を考慮してください。定期的な観察と評価が、地区の虐待およびハラスメントに関する方針の完全性を保つために必要とされています。